






発達支援（療育）を受けたい人

		担当	
相談	<p>1 丹波市障がい福祉課へ相談 <事前連絡のうえお越しください> 0795-88-5263</p> <p><障がい福祉課> 丹波市役所本庁第2庁舎 1階 丹波市氷上町常楽211番地</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な聴き取り（利用対象者であるかの確認） ・制度の説明 ・申請方法や、流れの案内 ・相談支援事業所の案内 <p>※利用対象者については相談支援事業所の調整などを行い、後日、連絡をさせていただきます。 （新規利用者の場合、相談支援事業所の決定に時間を要します）</p>	保護者
	<p>2 利用のためのアセスメントや調整 ※自宅を訪問して行います。</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の相談支援専門員による詳しい聴き取り ・事業所の見学の相談 	保護者 相談支援専門員
	<p>3 障害児支援利用計画（案）作成</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用計画（案）の確認、同意 	保護者 相談支援専門員
調整	<p>4 受給者証の申請（障がい福祉課へ）</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出 ・市の調査員による聴き取り （調査員不在の場合は、後日電話連絡の場合もあります） 	保護者
	<p>5 受給者証の交付</p> 	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送にて届きます。 ・到着したら相談支援専門員に連絡します。 	保護者
	<p>6 サービス担当者会議</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な支援についての話し合い ・相談支援専門員が開催 	保護者 相談支援専門員 事業所 関係機関
	<p>7 障害児支援利用計画作成</p>	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用計画の確認、同意 	保護者 相談支援専門員

利用・継続・終了	8 事業所との契約 個別支援計画の作成	(内容) ・個別支援計画の確認、同意	保護者 事業所
	9 事業所の利用開始	(内容) ・サービスを開始 	事業所
	10 モニタリング（効果測定）	(内容) ・発達支援（療育）の効果や目標に対しての達成度を確認 ・相談支援専門員が自宅を訪問	保護者 相談支援専門員
	11 更新・目標達成（終了）	(内容) ・必要に応じ継続 ・発達支援（療育）の目標を達成したら終了	—

令和8年3月18日